

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年7月5日 05時17分ごろ
発生場所	茨城県北茨城市大津漁港南方沖 大津港南防波堤A灯台から真方位173°3海里（M）付近 （概位 北緯36°46.2′ 東経140°47.5′）
事故の概要	漁船一富士丸は、西進中、また、漁船酒井丸は、漂泊して揚網作業中、両船が衝突した。 酒井丸は、乗組員2人が軽傷を負い、船尾部外板の破口等を生じ、また、一富士丸は、球状船首に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和5年7月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 一富士丸、4.9トン IG3-6339（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×3.28m×1.06m、FRP ディーゼル機関、462kW、平成5年11月27日 第210-38813号（船舶検査済票の番号） B 漁船 酒井丸、4.9トン IG3-6564（漁船登録番号）、個人所有 11.90m（Lr）×3.33m×1.07m、FRP ディーゼル機関、450kW、平成9年11月30日 第210-44842号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月3日 免許証交付日 令和4年3月30日 （令和10年3月11日まで有効） B 船長B 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年3月4日 免許証交付日 令和2年7月17日 （令和8年3月3日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び甲板員）
損傷	A 球状船首に亀裂等 B 船尾部外板に破口、船尾部漁網用ローラに圧壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約0.3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：04時23分ごろ
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、令和5年7月5日04時30分ごろ北茨城市平潟漁港を出港し、05時00分ごろから大津漁港南方沖で15分程度漁を行った後、漁場を移動することとした。（写真1参照） 写真1 A船 船長Aは、操舵室中央の操縦席に腰を掛け、レーダー及びGPSプロッターを作動させて見張りに当たり、船首方に漂泊して揚網作業中のB船を認め、また、B船の付近に1隻の漁船を、B船の北方に多数の漁船をそれぞれ認め、B船の南方には航行の支障となる他船はいないと思い、B船の南方に向け、手動操舵により、約13ノットの対地速力で西進を始めた。 A船は、船首浮上により船首方に死角を生じた状態で航行していたところ、船長Aが魚群探知機やソナーの画面を見ているうちに舵輪が動き、05時17分ごろ、大津漁港南方沖において、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。（写真2、3参照）



写真2 A船の船首方の見通し状況
(停船時)



写真3 A船の舵輪及び航海計器

船長Aは、突然、ドンという音を聞いて、何かに当たったと思って機関を中立にし、後方を見たところB船がいたので衝突したことに気付いた。

B船は、船長B及び甲板員（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、04時30分ごろ大津漁港を出港し、同漁港南方沖の漁場に到着して、05時00分ごろからの投網を終え、船首を南方に向け、機関を中立として漂泊し、揚網を始めた。

B船は、船体中央部の操舵室右舷側で、船長Bが右舷側を向いて揚網ローラの操作に当たり、甲板員Bが船首方を向いて漁獲物のかご入れ作業等の準備をしていた。

甲板員Bは、ふと船尾方を見て、至近となったA船に気付き、衝突の危険を感じて、声を上げながら操舵室前部の左舷側に移動し、甲板員Bの様子でA船に気付いた船長Bも甲板員Bに続いて移動した後、B船とA船とが衝突した。（写真4、5参照）



写真4 B船の同型船

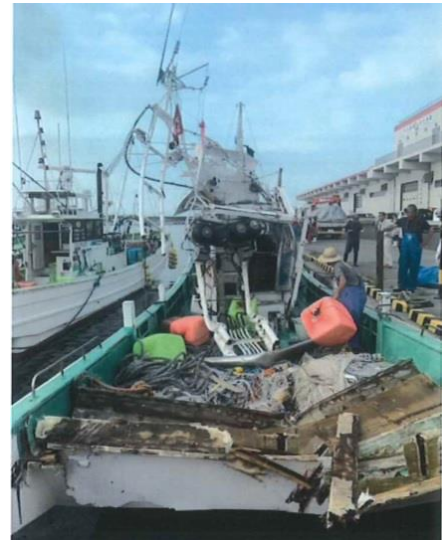


写真5 B船の損傷状況

船長Bは、衝突時、踏ん張った姿勢を保ち、甲板員Bは、四つんばいの姿勢から衝突の衝撃により、左舷ブルワークに身体をぶつけた。

船長Bは、自船に近づいてきたA船の船長Aから安否を問われ、B

	船の浸水の有無を確認し、A船と並走して自力で航行し、06時00分ごろ大津漁港に帰港した。 船長B及び甲板員Bは、自家用車で病院に向かい、船長Bが頸椎捻挫と、甲板員Bが頸椎捻挫、左上腕打撲及び右手部打撲とそれぞれ診断された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	船長Aは、B船の南方に向けて西進した後、進行方向には漁船が少なかったため、レーダーを確認したり、船首を左右に振ったり、操舵室の横から船首方を視認することはしていなかった。 船長Aは、魚群探知機やソナーの画面を見ているうちに、不意に舵輪が動いてしまったのかもしれないと本事故後に思った。 甲板員Aは、ふだん、見張りの補助を行っていたが、本事故当時は右舷船尾部で網入れ作業の準備をしており、B船には気付かなかった。 A船には簡易型AISが設置されていたが、本事故当時は作動させておらず、情報の記録はなかった。 船長Bは、ふだん、自船が網を入れて作業を行っていたり、停留したりしているときに、接近する他船が自船に気付いているか気になったときには、電子ホーンを使用し、また、僚船に無線で連絡するなどして注意喚起を行っていたが、本事故時、接近する他船が揚網作業中の自船を避けると思っており、揚網作業に集中していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし A船は、大津漁港南方沖において、船首浮上により船首方に死角を生じた状態で西進中、船長Aが、船首方に認めた漂泊して揚網作業中のB船の南方には航行の支障となる他船はいないと思い、B船の南方に向けて航行したものの、魚群探知機やソナーの画面を見ることに集中し、不意に舵輪が動いてB船の船尾部に向かっていていることに気付かず航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、大津漁港南方沖において、漂泊して揚網作業中、船長Bが、接近する他船が揚網作業中の自船を避けると思い、漂泊を続けたことから、至近となるまでA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、大津漁港南方沖において、A船が船首浮上により船首方に死角を生じた状態で西進中、B船が漂泊して揚網作業中、船長Aが、船首方に認めたB船の南方には航行の支障となる他船はいないと思い、B船の南方に向けて航行したものの、魚群探知機やソナーの画面を見ることに集中し、不意に舵輪が動いてB船の船尾部に向かって

	いることに気付かずに航行を続け、また、船長Bが、接近する他船が揚網中の自船を避けると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	船長Aは、本事故後、操舵室上から顔を出して周囲の状況を確認しながら操船できるよう、操舵室の天井部分に、クラッチ及びガバナの操作並びに操舵の可能なレバー式コントローラを設置した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中、船首の浮上によって船首方が見えにくい場合、船首を左右に振る、見張り位置を移動するなどして船首方の死角を補う見張りを行うとともに、必要に応じてレーダーを活用すること。 ・ 同乗者がいる場合は、航行に支障となる他船の存在などを知らせるよう、見張りの補助を依頼すること。 ・ 船長は、揚網作業中であっても、接近する他船が自船を避けてくれると思い込むことなく、常時適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合、音響による信号を行って注意喚起するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

